

第28回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月26日（火） 17時30分

場 所：災害対策本部室（本庁舎3階）

1 開会

2 本部長あいさつ

3 報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査について

（2）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）の概要について

《参考》鳥取県版業種別感染拡大予防対策例(ガイドライン)「飲食店向け」「宿泊施設向け」

4 協議事項

（1）イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

（2）市有施設等の利用の考え方について

（3）各部局の対応について

5 その他

6 市長メッセージ

7 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 5. 26
鳥取市保健所

1 相談件数

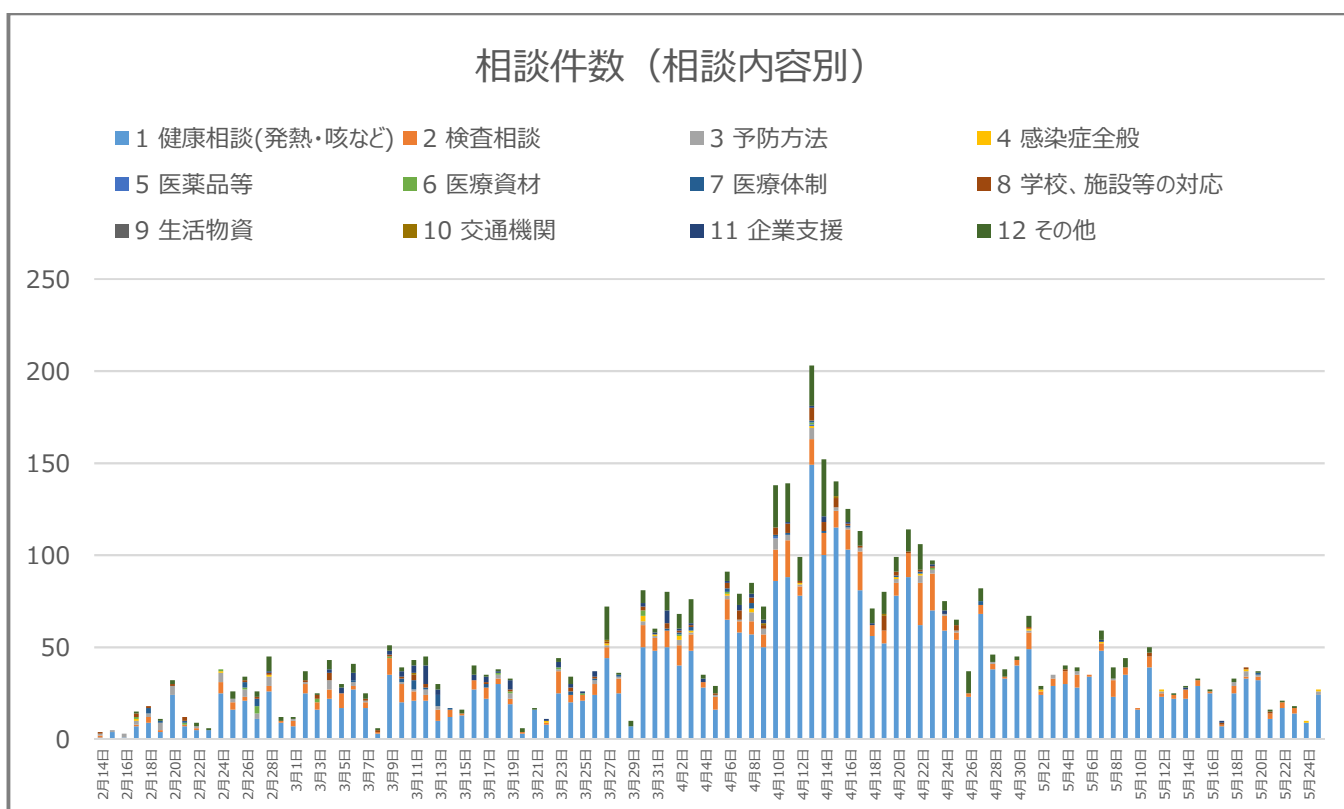
(1) 相談者別

相 談 者	延件数 (件)
住 民	4, 009
医 療 機 関	362
そ の 他	507
合 計	4, 878

(参考：中部 1, 565 件、西部 4, 698 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談	3, 427
検査相談	538
予防方法	139
学校施設の対応	116
その他	658
合 計	4, 878



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	702	172	435	1, 309
うち陽性	2	0	1	3

(※相談、検査件数令和2年5月25日までの件数)

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第15回）

日時：令和2年5月26日（火）午後1時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局
生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局
教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、各市町村長、アドバイザー

・**議題：**◇緊急事態宣言解除後の本県の対応について
◇その他

国内における感染者数

本県における現状

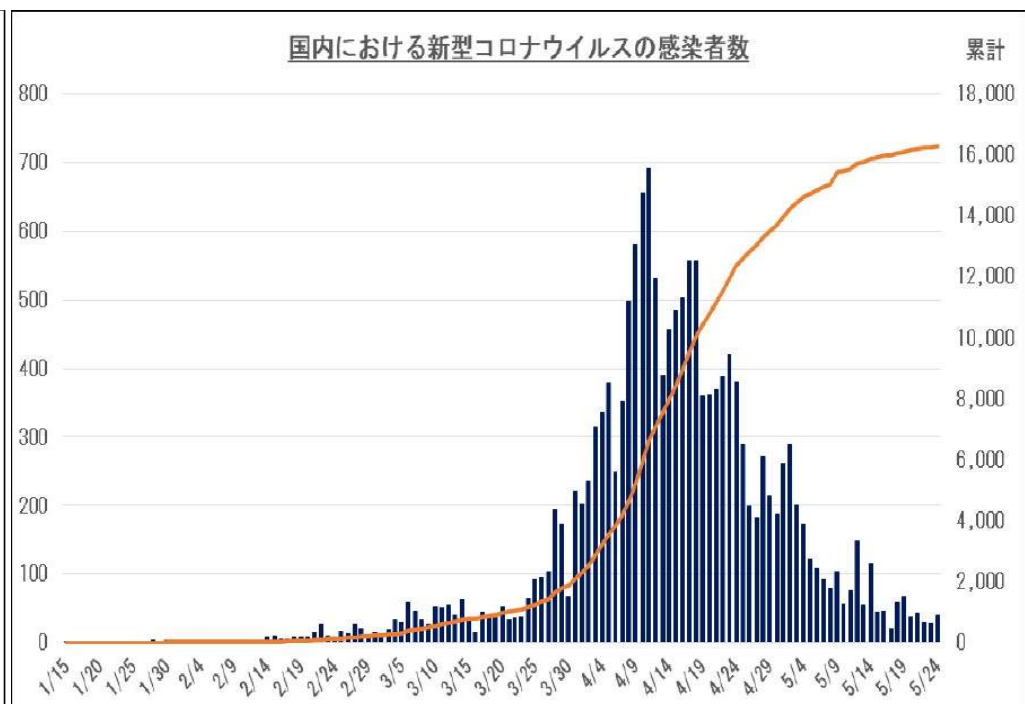
○感染者数 3名(4/10:1名、4/18:2名)

※入院中:0名、退院:3名

OPCR検査件数(5/25現在) 1,309件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(5/24現在)
10,711件(鳥取市:4,550件、中部:1,499件、西部:4,662件)

総計 17,340人



※図、グラフは、5/24現在の本県独自の集計により作成

基本的対処方針の変更(5月25日変更)

特措法に基づく「緊急事態解除宣言」により、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域から除外

- 5都道県 → 全て解除（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- 実施すべき期間は前倒し（変更前は5/31まで）

□ 全般的な方針（要旨）

1. 「新しい生活様式」の定着等を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
 - 移行期間は、**5月25日～7月31日**
 - 外出の自粛や催物の開催制限等の要請等について、**6月1日、6月19日、7月10日からそれぞれ段階的に緩和**
2. 事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
3. 感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
など

外出自粛の段階的緩和の目安

＜鳥取県＞ 当面5月31日までは県をまたぐ不要不急の移動は控えましょう

区分	県をまたぐ移動等	(うち観光)
ステップ① 5月25日～31日	△ 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）	△
ステップ② 6月1日～18日	○ 一部首都圏、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 6月19日～7月9日	○	△ 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に。人との間隔は確保。 * GoToキャンペーン による支援（7月下旬～）
ステップ④ 7月10日～31日		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標		○ * GoToキャンペーン による支援

クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等（目安）

＜鳥取県＞ 業務別ガイドラインの策定状況等を踏まえて対応を検討

区分	接待を伴う飲食業、 ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設 等も含まれる)
ステップ① 5月25日～31日	×～△ - 知事の判断 - 業界や専門家等による 更なる感染防止策等の 検討	×～△ - 知事の判断 - 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月1日～18日		
ステップ③ 6月19日～7月9日	○ 感染防止策を徹底し、 厳密なガイドライン等を 遵守。知事の判断。 クラスターが発生した場 合等には休業要請等を 検討。	○ 人数管理・感染防止策を 徹底し、厳密なガイドライン 等を遵守。知事の判断。 クラスターが発生した場合 等には休業要請等を検討。
ステップ④ 7月10日～31日		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を以て		

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その1)

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
ステップ① 5月25日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 できれば2m	1,000人
ステップ③ 7月10日～31日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 できれば2m	5,000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 できれば2m	上限なし

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%】 (屋外200人) *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的	地域の行事
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針

今後、次のとおり緩和していく方針です。ただし、他県との関係や県内における新たな感染者が発生した場合などで変更される場合がありますので、ご注意ください。

区分	外 出 自 粛				イベント等の開催条件		
	県境またぐ人の移動	観光振興の観点での人の移動	カラオケ、スポーツジム等	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	プロスポーツ等	屋外イベント等	屋内イベント等
ステップ① 5/25～ 5/31	不要不急の県をまたぐ移動は避けましょう。	観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保。	外出自粛		開催自粛	200人以下 十分な間隔で実施を。	100人以下 収容定員50%以内で実施を。
ステップ① 6/1～ 6/18	埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。						
ステップ② 6/19～ 7/9			人数管理・感染防止を徹底し、厳密なガイドラインを遵守した鳥取型新しい生活様式協賛店の利用は構いません。	同 左	無観客試合で実施を。	1000人以下 十分な間隔で実施を。	1000人以下 収容定員50%以内で実施を。
ステップ③ 7/10～ 7/31	全都道府県で移動自粛を解除。	観光振興は県をまたぐものを含めて徐々に、人との間隔は確保。			5000人以下 収容定員の50%以内で実施を。	5000人以下 十分な間隔で実施を。	5000人以下 収容定員50%以内で実施を。
移行期間後 8/1～					収容定員50%以内で実施を。	十分な間隔で実施を。	収容定員50%以内で実施を。

※ ○イベント等の条件は、どちらか小さい方が限度。

○全国的、広域的イベントについては、7月31日まで開催自粛をお願いします。その後は、十分な間隔をとって実施してください。

第2波に備える医療体制の充実

1 検査体制の充実

- ◎ 複数の検査手段により飛躍的に増加する検査へ対応する体制を整備
- ◎ 医療機関と連携して院内感染防止対策を強化
 - ①各医療圏での検査充実
 - 感染症指定医療機関・協力病院にもPCR検査機器導入**
 - ➡医療現場における迅速かつ多数の検査体制を充実し、圏域内での検査体制を整備
 - ②衛生環境研究所での検査充実
 - 行政検査に加えて、**幅広く地域が必要とする検査等も実施**
 - ③民間検査機関の活用
 - 分娩前検査、手術前検査など**緊急性を要しない検査について、民間検査機関を活用**

2 新型コロナウイルス対策専門家チームの設置

- ◎ **大学教授、鳥取県感染制御地域支援ネットワーク**（感染制御医師、感染管理認定看護師等）**等で構成**
 - ・ 社会福祉施設（高齢者・障がい児者等）への感染防止対策に対する相談支援
 - ・ 戦略的サーベイランス、リスク評価の助言
 - ・ 新型インフル特措法第24条第9号に基づく措置等の発動基準の検討 など

3 入院医療体制の充実

- ①病床322床（重症者用48床）の増加
 - ・ **危険手当、感染者受入給付金、空床補償による支援**
 - ・ **医療機関の実情に応じた施設整備（動線確保、陰圧室整備、病棟間仕切り設置など）の支援**
- ②宿泊療養施設 約700室確保・・・医師会、看護協会と連携し充実した医療を提供
 - ・ **病院協会等への協力依頼による更なる人材確保**

空港及び道路の対応状況

1. 空港内の検温

- 羽田空港では、4月17日より搭乗者に対する検温を実施している。この対応が首都圏の緊急事態宣言の解除後に終了するかどうかは不明であるが、鳥取県側として、羽田便で来県する方々の体温をチェックできる体制を導入する。
- 具体的には、鳥取砂丘コナン空港と米子鬼太郎空港において、サーモグラフィーによるセルフ検温コーナーを設置し、リアルタイムでモニターに表示し、体温が高い人には注意喚起（保健所等の連絡先を紹介）する。

施設名	実施期間	設置場所
鳥取砂丘コナン空港	5月26日から当面の間	国内線到着出口
米子鬼太郎空港	5月28日以降で調整中	国内線到着出口



2. 道路情報板による案内

- 現在は「県境をまたぐ不要な移動は自粛を」を表示中。
- 5月中は現在の表示を継続する。
- 6月以降の表示については、その時点の社会情勢を踏まえて検討する。



「新しい県民生活」の定着を図り新型コロナウイルス感染症に打ち克つための推進体制の構築

鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進本部 (6/1設置)

本部長：知事 副本部長：副知事、統轄監 本部員：各部局長等

新時代・SDGs推進課に「**新しい県民生活推進室**」を新設し事務局を担うとともに、新型コロナウイルス感染症を克服するための「**新しい県民生活**」の定着、**県内の需要喚起に向けた取組を官民を挙げて展開**

新時代・SDGs推進課

新しい県民生活推進室（新設）

(兼務)

業種別ガイドラインの作成・普及推進（くらしの安心局）

まちの保健室、食生活改善推進員等との連携（健康政策課）

県民への各種PR（広報課）

テレワーク・Society5.0の推進（商工労働部・情報政策課）

〔参考〕新しい県民生活定着に係る本部体制

鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進本部

経済雇用対策本部

新しい県民生活推進プロジェクトチーム

連携

新たな官民連携会議

鳥取県コロナに打ち克つ
新しい県民生活推進会議

連携

既存の会議

✓パートナー県政推進会議
✓食のみやこ・やらいや農林水
産業プロジェクト会議 など

連携

市町村

事業者・県民

〔参考〕感染症対策に係る本部体制

新型コロナウイルス感染症対策本部
(事務局：危機管理局)

<取組>

- ・感染症に係る総合的な対策を全庁的に推進
- ・戦略的サーベイランス、感染状況や感染拡大リスク等に係る評価を実施

新型コロナウイルス感染症感染予防のための業種別ガイドラインへの対応

- 業種や施設の種別ごとに全国組織の関係団体がガイドラインを作成し、感染防止のために取り組みを推進。
- 本県においては、既に作成している飲食店、宿泊施設向けと同様に、各関係団体等と連携し、必要に応じて「鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を作成する。

国ガイドライン策定を踏まえた県内団体の対応状況

区分	件数	主な業種
県版を作成済み	3	飲食店、宿泊施設、情報産業
県版を作成中	7	接待を伴う飲食店、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、登山客向け、海水浴場開設者向け
全国組織のガイドラインを活用予定	120	博物館・美術館、図書館、体育施設、障がい者スポーツ、プロスポーツ、遊技場（パチンコ）、遊興施設（カラオケ等）、自動車教習所、建設業関係、物流・運送関係（バス、タクシー、トラック）、旅行業、メディア、金融 等
関係団体と調整中	1	映画館
計	131	国ガイドラインの策定状況 策定済：107ガイドライン 策定中：24ガイドライン

【5月26日現在】

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドラインについて

○鳥取県の実情に応じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため、関係団体の意見や専門家の協力のもと、業種ごとの対策例を作成

5/21作成済 →飲食店、宿泊施設向け(5/22(金)飲食・宿泊併せて6,200店へ発送)
今後作成調整中→接待を伴う飲食店、理容、美容、クリーニング、公衆浴場

○ガイドラインを策定していない分野・業界は、県版ガイドラインの策定を検討
(例) 登山客向け、海水浴場開設者向け など

◆感染拡大予防対策を実践する「協賛店」制度(5/27(水)スタート)

- ・実施方法検討→協賛店届出→ステッカー送付
→ステッカー及びチェックリスト掲示
- ・協賛店の証としてステッカーを店舗に掲示
- ・感染予防対策の取組をチェックリストにして掲示
⇒感染予防対策の実践を県民にPR

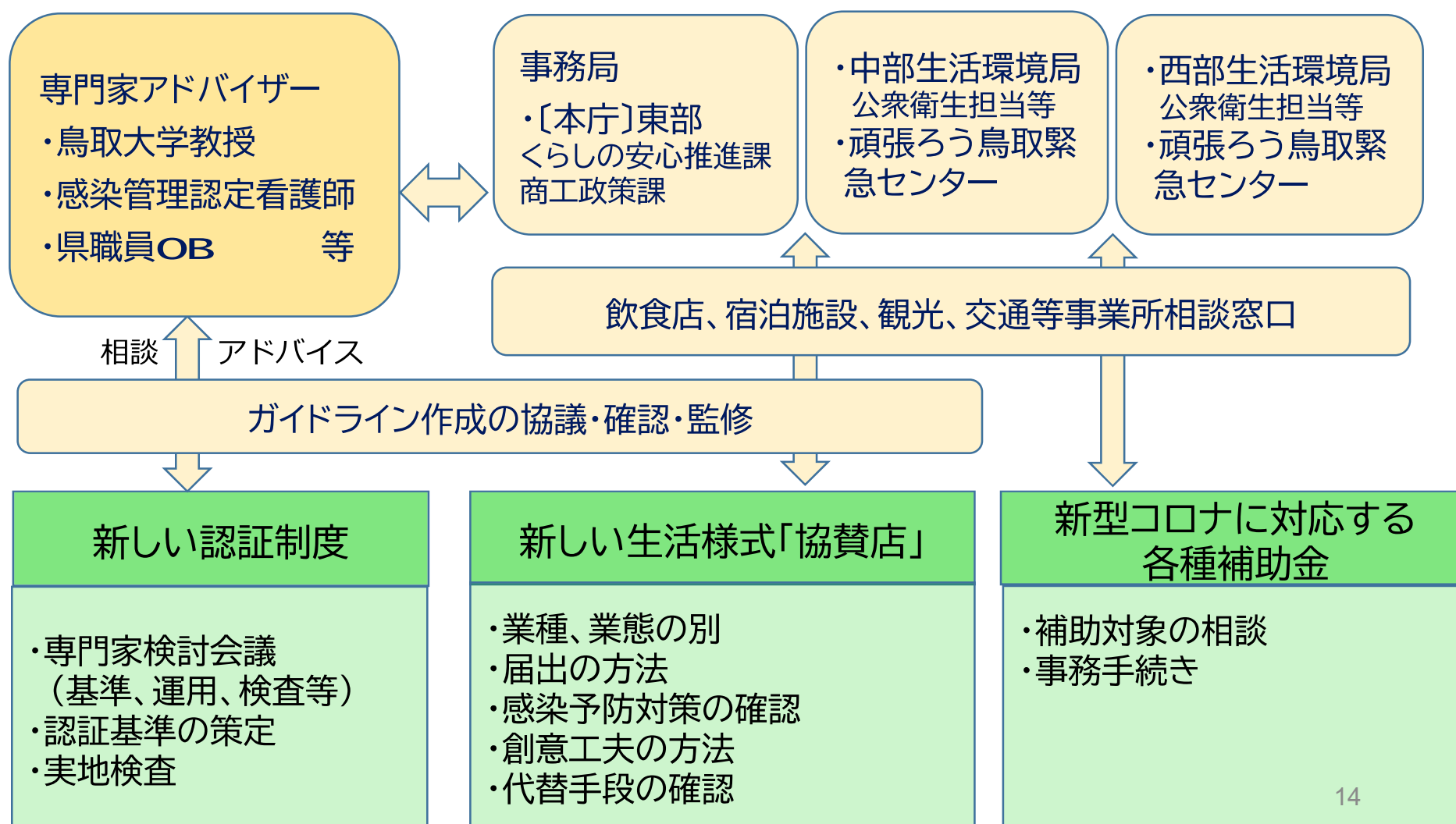


◆「モデル的」新型コロナウイルス感染拡大予防対策認証制度

- ・専門家検討会議の立ち上げ(基準、運用、検査等)
- ・認証基準の策定
- ・実地検査

新型コロナウイルス克服に向けた事業所応援体制

新型コロナウイルス感染予防対策を実践し、事業活動を継続する事業所を応援する体制づくり



国の2次補正予算案について(国の動向)

○検討されている項目（報道ベース）

<医療・福祉>

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を大幅に増額
 - ⇒ 対象に医療機関だけでなく、介護・障がい者施設等も追加
 - ⇒ 職員に対して、感染リスクの大きさに応じて最大20万円の慰労金支給

<生活や学びの支援>

- ・ひとり親家庭等の支援
 - ⇒ 児童扶養手当の受給世帯に5万円（第2子以降は3万円）を給付、減収世帯には5万円追加等
- ・学校内の感染防止強化策
 - ⇒ 国公立の全ての小中学校と特別支援学校にそれぞれ100～500万円支給
- ・学習遅れの解消支援
 - ⇒ 補習などを担う学習指導員、スクールサポートスタッフの人件費を支援

国の2次補正予算案について(国の動向)

<雇用・事業継続>

- ・家賃支援

⇒ 家賃の2 / 3の金額を法人50万円／月、個人25万円／月を上限に
6か月分支給

複数店舗を展開する場合は上限をそれぞれ100万円／月、50万円／月
に引上げ（最大で600万円／6か月）

- ・雇用調整助成金の拡充

⇒ 上限8,330円／日を15,000円に引き上げ、特例対象期間を延伸

- ・持続化給付金の対応強化

⇒ 持続化給付金の対象に今年度創業した企業やフリーランス等を追加

- ・店舗等の感染症防止対策への支援

⇒ 上限200万円の補助

- ・地方創生臨時交付金 2兆円増額

経済・雇用対策(県の対応)

■ 県経済対策予算の早期執行

補助金名	相談件数	申請件数
頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 (上限10万円 10/10)	1,344件	868件
緊急応援補助金「経営危機克服型」 (上限50万円 3/4)	1,083件	175件
感染症防止対策緊急支援事業 (上限20万円3/4、上限200万円 3/4)	1,084件	346件

(5月26日9:00現在)

■ 資金繰り支援の強化

【新型コロナウイルス感染症対応資金】

無利子期間：5年、無保証料：10年、据置期間：最長5年

《実績(5/22日現在)》 申込件数2,300件 (473億円)

実行件数1,165件 (212億円)

現行融資枠(400億円)の増額検討中

経済・雇用対策(県の対応)

■ クラウドファンディングを活用した飲食店等への支援

- 県内の飲食店等の収入減の緩和のためクラウドファンディングを活用したプレミアム付前売り券(応援券)の販売支援

■ 新たな生活様式に対応した働き方改革

- 伴走型支援によるさらなるテレワーク導入・活用の促進

■ 県内の雇用を守る取組

- 今後の雇用情勢の深刻化に備えたセーフティネットの構築
 - ※ 5月21日、ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口の開設

■ 県・国経済対策予算に係るワンストップ相談機能の強化

- 新たに国対策の早期交付にも対応するため、各種相談窓口を統合しワンストップ相談機能を強化（社労士の駐在等）

観光需要回復に向けた取組の方向性

○国の緊急事態宣言の全面解除を受け、宿泊・観光の落ち込みにより大きな影響を受けている観光需要のV字回復に向け、県内外からの観光誘客に段階的に取り組む。

➤「#We Love 鳥取キャンペーン」

県民の方に県内のおすすめの観光地や飲食店を巡り、SNSで紹介いただくキャンペーンを開催中(5月16日～31日)・・・1,446件の応募(5/26現在)

➤ 本県の今後の取組方針

時期	外出自粛の段階的緩和(観光)	本県の取組
ステップ① 5月25日～	△ ※観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保	県民向けの県内の観光需要の喚起(宿泊施設、観光施設の利用促進等)
ステップ② 6月1日～		
ステップ③ 6月19日～	△ ※観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に。人との間隔は確保 ※Go Toキャンペーンによる支援(7月下旬～)	↓ 県外からの観光誘客に段階的に取り組む
ステップ④ 7月10日～		
【移行期間後】感染状況を見つつ、8月1日を目途	○ ※Go Toキャンペーンによる支援	・国の「Go Toキャンペーン」と連動した誘客促進

↓
インバウンド誘客再開

緊急事態宣言の全面解除に伴う県庁の対応

○感染症予防のための取組継続

- ・鳥取型オフィスシステム（職員間の距離の確保・机の間の間仕切り等）、公共交通機関通勤者の時差出勤、テレビ会議・オンライン会議の活用、テレワークなど、「三つの密」を避ける取組を引き続き徹底
- ・手洗いや手指消毒、咳エチケット、職場の換気励行、発熱等の症状のある職員の出勤自粛（特別休暇の取得等）など、職場内における健康管理を徹底

○職員の出張

国外	出張禁止		
国内	5月中	5都道県	出張は禁止
		その他地域	不急の出張は禁止
	6/18まで	5都道県	不急の出張は禁止
		その他地域	マスク着用や手指消毒など感染症予防対策を徹底した上で必要な出張を認める
	6/19以降	マスク着用や手指消毒など感染予防対策を徹底した上で必要な出張を認める	

○県外本部の対応

- ・東京本部も宣言解除に伴い、業務を順次再開
（※関西本部は5/22より、名古屋代表部は5/15より業務再開済み）

庁内体制（応援態勢、相談体制）

新型コロナウイルス感染症対策に対応した庁内体制（応援態勢、相談体制）を引き続き維持

○保健所支援に向け、毎日30名の応援態勢を継続

- ・PCR検体搬送やドライブスルーPCR検体誘導等に加え、陽性患者が判明した場合など緊急時の対応を迅速に行う態勢を引き続き維持する。

○総合相談窓口により県民からの相談体制を確保

- ・新型コロナウイルス感染症予防策や各種問合せに対応する電話相談窓口を引き続き開設。
- ・毎日5名体制で相談対応を行う。

必要物資の確保

◎「必要物資供給プロジェクト」として、マスク、エタノール等の必要物資について、県が管理・コントロール

- ✓ 県として必要な備蓄を確保
- ✓ 医療機関、福祉施設等の在庫等を把握
- ✓ 必要量を精査し、必要とされる機関へ必要な量を供給

(5月のマスク配布実績(約1.5か月分)・・・医療機関：約29万枚、福祉施設：約21万枚)

◎マスク、消毒液、防護具等を4月補正予算により調達し、備蓄の確保を進めている

- 【マスク】・県備蓄分、国からの配分など、これまでに約180万枚を配布
- 【消毒液】・国の供給あっせんにより、これまでに約4,400ℓを配分
さらに国の供給あっせん第3弾(約4,500ℓ)分を配布予定
- 【防護具】・医療機関等からの要請に応じて県備蓄分、国からの配分などから必要量を配布

(フェイスシールド約4,400枚、アイレーションガウン約9,400枚、検査用手袋約499,000枚など)

◎県備蓄からマスクを調整し、小・中・高・特別支援学校の学校教育活動を支援

今後の学校教育活動等の在り方

■ 県立学校の対応

◎ **5月27日（水）**からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、**文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」**に基づいた**通常の教育活動（一斉登校、一斉授業 等）**に移行

◎ 部活動については、感染症対策を徹底し、**5月30日から**県内練習試合の実施を、**6月13日から**県内公式試合の実施を可とする。

区分	5月27日（水）～
登校	J Rやバスでのマスク着用等、感染防止に努めた上で 一斉登校
授業	可能な限り3密防止に努めた上で 一斉授業
学校行事	3密防止の工夫を行った上で、 可能なものから実施
部活動	感染症対策に努めながら部活動ガイドラインに基づき 段階的に活動を拡大



現 状
・分散登校、時差登校 等
・分割授業、自宅学習 等
・実施制限（延期、中止）等
・対外試合禁止 等

※市町村教育委員会に県立学校の対応を情報提供し、通常の教育活動実施に向けた取組を進めていただく。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～学校の新しい生活様式～（5月22日 文部科学省）

■ 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とし、学校において「3つの密の回避」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」等 基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及び拡大リスクを可能な限り低減しつつ教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障



地域ごとの行動基準

レベル3：特定警戒都道府県に相当する感染状況にある地域 レベル2：感染拡大注意都道府県に相当する地域等
レベル1：レベル2の基準に達していない地域

地域感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m確保 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短期間での活動に限定
レベル2		リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1 (鳥取県)	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	十分な感染症対策を行った上で実施	



学校における対策

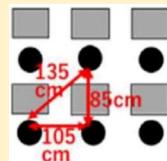
<基本的な感染症対策>

- ①感染源を断つ（健康状態の把握）
- ②感染経路を断つ（マスクの着用、こまめな手洗い、消毒）
- ③抵抗力を高める（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事）

<3つの密の回避>

- ①密閉の回避（エアコン使用時を含め換気を徹底）
- ②密集の回避（身体的距離の確保）
- ③密接への対応（体育の授業を除き原則マスク着用）

※「密集回避」：レベル1の座席例（40人クラス）



具体の活動ごとの対応（レベル1）

◆各教科

長時間にわたって密集・対面となる「グループワーク」「合唱」「調理実習」等は、可能な限り感染症対策を行って実施

◆部活動

可能な限り感染症対策を行って通常の活動を実施

◆学校給食

感染症対策・衛生管理を徹底して学校給食を提供

◆図書館

感染症対策を徹底、密集回避に配慮して貸出機能維持

◆登下校

登下校時に、必要に応じマスクの着用、3つの密を回避する工夫や指導を実施



県民の皆様へ

～気を緩めずに、みんなで感染拡大防止～

新型コロナ克服3カ条

3カ条を守って、一人ひとりが感染予防や拡大防止に取り組みましょう。
県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。

(1)人^{あいだが}と人^{あい} 間^だが愛^だ

- ・人と人とが約2m離れば、飛沫感染防止で安心
- ・テレビ会議やテレワーク、電話もOK
- ・オンライン飲み会や遠隔診療
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース
- ・歌や応援は、十分な距離をとって

(2)三^{みつ}つもの^だ 密^{みつ}だとミス^だ

- ・「三つの密」の回避(密閉、密集、密接)
- ※これまでの集団感染が生じた場の共通点を踏まえると「三つの密」のある場が感染拡大のリスクが高いと考えられています
- ・定期的に窓を開けるなどこまめに換気(できれば2方向で)
- ・食事は大皿を避け、料理は個々に
- ・食事をする時はおしゃべりは避ける

(3)幸^{よぼう}せは^で 予^よ防^{ぼう}で呼^よぼう

- ・こまめに手洗いまたは手指消毒
- ・咳エチケットの徹底
- ・症状がなくても、会話はマスク着用がエチケット
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す
- ・ビニール袋で密閉してごみを廃棄

発熱や風邪症状、味覚・嗅覚に違和感が出たら

- ・発熱、風邪の症状がある場合は、行事等に参加せず、無理せず自宅療養しましょう
- ・最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください

地区	電話 (24時間対応)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (8:30~17:15)	0857-20-3962
	時間外0857-22-8111 (上記の時間以外)	
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

※発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。

飲食店における 事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

令和2年5月21日
鳥取県くらしの安心推進課

新型コロナウイルスに感染しないように営業を継続するため、HACCPに基づく衛生管理と同様に、飲食店が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある密閉・密集・密接の感染リスクをあらかじめ分析し、対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情に合わせて実践してください。

※ この対策例は5月21日時点で作成したものであり、最新の情報に基づき適宜更新していきます。

予防方法

- 3つの「密(密閉空間・密集した場所・密接した会話)」がそろう場所を避けましょう。
3つの条件が揃う場所でクラスター(集団)発生リスクが高まります。できるだけ、3つの条件を避けるなど、感染予防に心がけましょう。

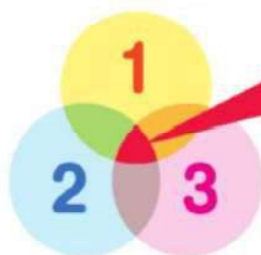
① 換気の悪い 密閉空間



② 多数が集まる 密集場所



③ 間近で会話や 発声をする 密接場面



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

- 手洗いをしましょう。
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などに、こまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
手洗い方法は裏面を参照ください。

- 咳エチケットを心がけましょう。
咳やくしゃみが出るときは、ハンカチや袖などで鼻と口を覆ったり、マスクを着用するなどの咳エチケットを心がけましょう。
咳エチケットの方法や正しいマスクの着用方法は裏面を参照ください。

店舗の営業場面ごとの感染拡大予防対策

1 開店準備

- ・従業員に出勤前に体温を測定させ、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従業員は自宅待機させましょう。
 - ▶従業員の体調不良を事前に把握することが重要です。体温測定は必須ではありません。
- ・感染した従業員や濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止しましょう。
- ・開店に備えて網戸のある窓を開けるなど客席及び厨房の十分な換気をしましょう。
 - ▶空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
- ・客席を離すなどフィジカルディスタンスを確保できる配席にしましょう。また、対面席を使用する場合はアクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽しましょう。
 - ▶飛沫感染を防止することが重要です。アクリル板等で遮蔽したうえで同一方向に座っていただくことも有効です。
 - ▶社会に広げないことが重要です。家族等の単一グループにあっては必須ではありません。
- ・食材の搬入、従業員の出入りやお客様の動線は可能な限り分離しましょう。
 - ▶従業員を感染リスクから守ることも重要です。厨房裏口等を活用しましょう。
- ・テーブル、椅子の背もたれ、トイレのドアノブ、メニュー表、呼び出しボタン等の多くのお客様が触れる部分は入念に拭き取り清掃・消毒しましょう。
- ・従業員は来客用のトイレの使用を控えましょう。
 - ▶接触の機会を減らすことが重要です。お客様とトイレを共有する場合は、これまで以上に手洗いの励行を呼びかけましょう。
- ・従業員やその家族の誤解を招かないように日頃からの確な情報の共有に努めましょう。

2 来店（予約受付）

- ・出前やテイクアウトのサービスも活用しましょう。
- ・フィジカルディスタンスを確保できるよう施設規模に応じた予約制を取り入れましょう。
 - ▶社会に広げないことが重要です。家族等の単一グループにあってはフィジカルディスタンスの確保は必須ではありません。
- ・施設外で来店待ちのお客様が密集しないよう間隔をあけて並んでいただいたり、整理券発行による呼び出しとするなどの対応をしましょう。
- ・発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう呼びかけたり、掲示を行いましょう。
- ・お客様に、食事中以外はマスクの着用を呼びかけたり掲示を行いましょう。
- ・お客様に、来店時に施設内での手指の洗浄や消毒を呼びかけましょう。
 - ▶正しい手洗いが重要です。アルコール消毒は必須ではありません。
- ・お客様に、会話は控えめにしていただくよう呼びかけましょう。

3 席案内・注文受付

- ・開店後は網戸のある窓を2か所同時に開けるなど客席の換気をしましょう。
 - ▶空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
- ・他のグループのお客様同士が対面とならないよう、フィジカルディスタンスを確保できる席に案内し、フィジカルディスタンスをとれない場合は、ついたて板等で遮蔽しましょう。
 - ▶社会に広げないことが重要です。家族等の単一グループにあっては必須ではありません。
- ・カウンター席に案内する場合は密着しないように適度なスペースを空けましょう。
 - ▶飛沫感染を防止することが重要です。フィジカルディスタンスにかわりアクリル板等で遮蔽することも有効です。
- ・接客時にはマスクを着用するなど咳エチケットを実践するとともに、カウンターでも真正面とならないようにするなど、お客様と可能な範囲でフィジカルディスタンスを保ちましょう。
 - ▶飛沫感染を防止することが重要です。お客様と従業員がともに咳エチケットを実践していればフィジカルディスタンスの確保は必須ではありません。

4 調理

- ・厨房は換気扇や網戸のある窓を開けるなど定期的に換気しましょう。
- ・厨房内で従業員が密集せず、事業継続できるシフトを決めましょう。
 - ▶小人数の事業者においては咳エチケットの実施により感染を防ぎましょう。
- ・従業員同士であってもマスクを着用するなど咳エチケットを実践しましょう。
- ・調理中はこれまで以上に手洗いを励行しましょう。

- ・ お客様の手や口が触れるコップや箸などの容器器具は適切に洗浄・消毒しましょう。
 - ・ 個人用にタオルを準備するなど、従業員同士でのタオルや調理器具の共有を避けましょう。
- 5 食事の提供
- ・ 接客時にはマスクを着用するなど咳エチケットを実践しましょう。
 - ・ 箸や取り皿も注文後に提供し、他のお客様が触れられないようにしましょう。
 - ・ ビュッフェ方式や大皿での料理提供は避けて、個々に料理を提供しましょう。
 - ▶ビュッフェ形式による提供をされる場合は、従業員が取り分ける、あらかじめ小皿に盛り付けて提供するなどの対策を取りましょう。また、社会に広げないことが重要です。大皿での提供は、家族等の単一グループにあっては柔軟に対応しましょう。
- 6 食事
- ・ 客席は、網戸のある窓を2か所同時に開けるなど常時換気しましょう。
 - ▶空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
 - ・ 横並びに座っていただくなど、フィジカルディスタンスを確保できる配席を呼びかけましょう。
 - ▶飛沫感染を防止することが重要です。フィジカルディスタンスにかわりアクリル板等で遮蔽することもあります。
 - ・ 下膳と同時に新しい料理を提供しないようにしましょう。
 - ・ お客様同士のお酌やグラスの回し飲みは避けるよう呼びかけましょう。
- 7 会計
- ・ 会計待ちでお客様が密集しないようレジ前に立ち位置を示したり、席会計に取り組みましょう。
 - ・ テイクアウトの場合、施設外でお客様が密集しないよう間隔をあけて並んでいただいたり、呼び出し対応としたりしましょう。
 - ・ レジで会計を行う場合は、直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽しましょう。
 - ▶飛沫感染を防止することが重要です。お客様と従業員がともに咳エチケットを実践していれば遮蔽対策は必須ではありません。
 - ・ 電子決済を活用しましょう。現金等を扱う場合は手渡しを避け、トレイに置いて受け渡しましょう。
- 8 下膳
- ・ テーブルの清掃にあわせて、椅子の背もたれ、メニュー表、呼び出しボタン等の多くのお客様が触れる部分は、お客様が入れ替わる都度、入念に拭き取り清掃・消毒しましょう。
 - ▶接触感染を防止することが重要です。テーブルクロスを入れ替え等も有効です。
 - ・ 手すり、ドアノブ、券売機など多くのお客様が触れる部分は、定期的に拭き取り清掃・消毒しましょう。
- 9 営業終了後の片付け
- ・ 明日の営業に備えて、網戸のある窓を2か所同時に開けるなど客席及び厨房の十分な換気をしましょう。
 - ▶空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
 - ・ 店内清掃を徹底し、テーブル、椅子の背もたれ、トイレのドアノブ、メニュー表、呼び出しボタン等の多くのお客様が触れる部分は入念に拭き取り清掃・消毒しましょう。
 - ・ 白衣等の作業着はこまめに洗濯しましょう。
 - ・ ゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょう。マスクや手袋を外した後は必ず手を洗いましょう。
- 10 店舗の管理
- ・ 換気設備を定期的に点検しましょう。
 - ・ 洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう呼びかけましょう。
 - ・ ハンドドライヤーの使用は控えて、ペーパータオルを活用しましょう。
 - ・ ゴミは蓋つきのごみ箱に入れて密閉しましょう。
 - ・ 従業員の控え室等も換気や拭き取り清掃・消毒を徹底しましょう。

正しい手洗い・マスクの着用方法

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスク着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

ポイント

- ・手洗いの前に爪は短く切って、時計や指輪は外しておきましょう。
- ・30秒間かけて手を洗いましょう。
- ・石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なペーパータオルでよく拭き取って乾かしましょう。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う

② ゴムひもを耳にかける

③ 隙間がないよう鼻まで覆う

＜参考＞ 消毒液の作り方（厚生労働省・経済産業省作成チラシから抜粋）

以下を参考に、市販の塩素系漂白剤（主成分が次亜塩素酸ナトリウムであるもの）を薄めてください。

- ・ハイター、キッチンハイター（花王）
水1Lに25mL（商品付属のキャップ1杯）
- ・ブリーチ、キッチンブリーチ（ミツエイ）
水1Lに10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

※商品によって濃度が異なりますので、商品パッケージやメーカーのHPの説明をご確認ください。



宿泊施設における 事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

令和2年5月21日
鳥取県くらしの安心推進課

新型コロナウイルスの感染予防に努めながら営業を継続するため、宿泊施設が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情に合わせて実践してください。

※この対策例は5月21日時点で作成したものであり、最新の情報に基づき適宜更新していきます。

予防方法

■3つの「密(密閉空間・密集した場所・密接した会話)」がそろう場所を避けましょう。

3つの条件が揃う場所でクラスター(集団)発生リスクが高まります。できるだけ、3つの条件を避けるなど、感染予防にこころがけましょう。

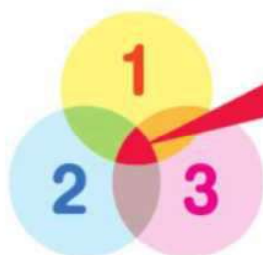
①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生
のリスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

■手洗いをしましょう。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などに、こまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

手洗い方法は裏面を参照ください。

■咳エチケットをこころがけましょう。

咳やくしゃみが出るときは、ハンカチや袖などで鼻と口を覆ったり、マスクを着用するなどの咳エチケットを心がけましょう。

咳エチケットの方法や正しいマスクの着用方法は裏面を参照ください。

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

1 従業員の体調管理

- 従業員に出勤前に体温を測定させ、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従業員は自宅待機させましょう。
▶従業員の体調不良を事前に把握することが重要です。体温測定は必須ではありません。
- 感染した従業員や濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止しましょう。

2 施設の管理・清掃

- ロビー等の共用エリアや客室は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
▶窓がない場合は換気扇、扇風機なども活用しましょう。
通路や階段等の外気が入りにくい場所は、常時換気しましょう。
空調に外気導入する機能がある場合は、外気導入に設定しましょう。
換気能力が落ちないように、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。
- フロントには、宿泊者と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置しましょう。
▶飛沫感染を防止することが重要です。宿泊者と従業員がともにマスクを着用するなど咳エチケットを実践していれば遮蔽対策は必須ではありません。
- ロビー等の共用エリアではマスクを着用するよう掲示しましょう。
- エレベータ内が過密状態にならないよう、複数グループが同乗しないようにするなど乗車人数を制限し、エレベータ内では会話を控えるよう掲示しましょう。
- 共用洗面所のハンドドライヤーの使用は控えて、ペーパータオルを用意しましょう。
- フロントデスク、筆記用具、ロビーの家具、共用パソコン、エレベータのスイッチ、廊下や階段の手すり、ドアノブ、自動販売機のボタンや取り出し口、共用の履物、トイレ等の宿泊者が共用する部分は、定期的に拭き取り清掃・消毒しましょう。
- 喫煙室は使用時以外も常時換気し、吸い殻交換とテーブル清拭を頻繁に行いましょう。

3 接客

- 接客時にはマスクを着用するなど咳エチケットを実践しましょう。
▶宿泊者へは、マスク着用での接客に御理解いただくよう伝えましょう。
- こまめな手洗い又は手指消毒といった手指衛生を徹底しましょう。
- 直接対面で接客するときは、可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保しましょう。

4 フロント業務

- フロントで手続き待ちの宿泊者が密集しないようにしましょう。
▶間隔を空けて並んでいただいたり、分散して待機していただき呼び出し対応をしたり、客室等複数箇所で行うなど工夫しましょう。
- 長時間の対面を避けるため、オンライン決済の活用などフロントでの手続きを工夫しましょう。
- 出入口及びロビー内に手指の消毒設備を設置し、宿泊者に入館時の手指消毒を依頼しましょう。
- チェックインの際は、検温や健康チェックリストによって宿泊者の体調を確認し、発熱や咳等の体調の異変が生じた場合は速やかに申し出るよう伝えましょう。
- 館内・客室の案内は、従業員による説明ではなく、文書や動画を用意しましょう。
▶用意できない場合は、フィジカルディスタンスを確保して説明しましょう。
- 団体旅行者を受け入れる場合は、代表者がまとめて手続きを行い、他の宿泊者は分散して待機するよう要請しましょう。
- 返却されたルームキー・キーカードは消毒しましょう。

5 食事提供

- ・レストラン等で食事を提供する場合は、「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考にして、密閉、密集、密接の感染リスクを減らしましょう。
- ・宴会・会食等の団体での食事の場合、お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請し、鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りにしましょう。
 - ▶大鍋や大皿で料理を提供する場合は、従業員が取り分けるか、お客様の中で取り分け役を決めて、 tong、取り箸等を使い回さないようにしましょう。
- ・客室で食事を提供する場合は、できるだけ一度に料理を提供して従業員の入室回数を減らし、客室入室後は手指消毒してから料理を並べましょう。
- ・ビュッフェ方式はセットメニューでの提供に代えることを検討しましょう。
 - ▶ビュッフェ方式で食事を提供する場合は、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分けるなどの対策をとりましょう。
- ・下膳作業を行った従業員は手指消毒をしましょう。

6 入浴（大浴場）

- ・浴場や脱衣所は定期的に窓を開けたり、換気扇を常時使用するなど十分な換気を行いましょう。
- ・浴室入口に、混雑時の利用を控えるよう貼り紙をしたり、従業員から声かけを行うなど、同一浴室内に一度に多人数が入室することのないようにしましょう。
- ・浴室内ではフィジカルディスタンスを確保し、会話は控えるよう注意書きを掲示しましょう。
- ・浴室内の備品（ドライヤー、ソファ、マッサージ機、体重計等）はこまめに清拭消毒し、使用者も使用の際に清拭消毒するよう貼り紙等で要請し、消毒用品を備え付けましょう。
- ・浴場での貸しタオルは中止し、客室から清潔なタオルを持参するよう要請しましょう。
- ・化粧品・ブラシ等は持参するよう要請しましょう。
 - ▶共用の化粧品を置く場合は、使用の際にボトル等の触れる部分を清拭消毒するよう要請し、消毒用品を備え付けましょう。
 - ブラシを用意する場合は、使用者ごとに消毒済みのものを使用できるようにしましょう。

7 チェックアウト後の客室及び浴場清掃

- ・清掃は、窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- ・ドアノブ、スイッチ、リモコン、ハンガー、スタンド、電話機、ポット、洗面所のレバー、備え付けのアメニティ、館内用スリッパ、外出用の下駄、浴場のロッカー内部など、宿泊者がよく触れる部分は入念に拭き取り清掃・消毒しましょう。
- ・清掃やリネン回収を行う従業員は、マスクや手袋を着用しましょう。

8 その他

- ・送迎車の運転席と後部座席をビニールシート等で仕切りましょう。
- ・洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう呼びかけましょう。
- ・客室のゴミを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管しましょう。
- ・ゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょう。

正しい手洗い・マスクの着用方法

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスク着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



ポイント

- ・手洗いの前に爪は短く切って、時計や指輪は外しておきましょう。
- ・30秒間かけて手を洗いましょう。
- ・石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なペーパータオルでよく拭き取って乾かしましょう。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



<参考> 消毒液の作り方（厚生労働省・経済産業省作成チラシから抜粋）

以下を参考に、市販の塩素系漂白剤（主成分が次亜塩素酸ナトリウムであるもの）を薄めてください。

- ・ハイター、キッチンハイター（花王）
水1Lに2.5mL（商品付属のキャップ1杯）
- ・ブリーチ、キッチンブリーチ（ミツエイ）
水1Lに1.0mL（商品付属のキャップ1/2杯）

※商品によって濃度が異なりますので、商品パッケージやメーカーのHPの説明をご確認ください。

令和2年5月26日

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部

イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

イベント・会議等（以下「イベント等」）については、外出自粛の段階的緩和の目安（令和2年5月26日開催鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回））及び下記の開催の検討項目及び感染状況等を踏まえたうえで開催を検討する。

1. 開催の検討項目

- 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。
- イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。
- イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意を払うこと。
- イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。

また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

2. 具体的な当てはめ

＜具体的な当てはめ＞					
時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%】 (屋外200人) *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的	△ 【100人又は50%】 (屋外200人) *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

- ・市以外の主催団体におかれても、開催の検討項目を参考にさせていただくよう要請を行う。

3. 適用期間

この考え方は5月26日(火)から適用する。また、感染等の状況により変更の可能性がある。

【参考】外出自粛の段階的緩和の目安(鳥取県)

外出自粛の段階的緩和の目安		
＜鳥取県＞ 当面5月31日までは県をまたぐ不要不急の移動は控えましょう		
区分	県をまたぐ移動等	(うち観光)
ステップ① 5月25日～31日	△ 不要不急の県をまたぐ移動は避ける(これまでと同じ)	△
ステップ② 6月1日～18日	○ 一部首都圏、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 6月19日～7月9日	○	△ 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に。人との間隔は確保。 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)
ステップ④ 7月10日～31日		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途		○ * GoToキャンペーンによる支援

国・県の方針による対応等

項目	内容
◆市有施設等の利用の考え方について	市有施設等の利用の考え方については次のとおりとします。 ●「イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について」（令和2年5月26日）を踏まえたうえで使用する。

国・県の方針による対応等

項目	内容
職員の管理に関するこ と	【職員課】 5/26 職員の公務出張について、段階的に制限の緩和

令和2年5月26日
事務連絡

各所属長 様
職員各位

総務部長

新型コロナウイルス感染症に伴う職員の公務出張について（通知）

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全ての都道府県の緊急事態宣言の解除が正式決定されたことを踏まえ、今後の公務出張の取扱等について下記のとおり変更いたしますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

1. 公務出張の取扱について

令和2年5月22日付事務連絡で通知した新型コロナウイルス感染症に関する職員の公務出張の取扱について、以下のとおり改めます。

（1）5月31日まで

引き続き一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道への出張については原則禁止とし、その他国内地域への公務出張については、各所属長において、出張先、時期、公務の内容、緊急性等の観点から必要性を十分精査の上、公務出張の実施について適切に判断していただくようお願いいたします。

（2）6月1日から6月18日まで

一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道への出張については不急のものは禁止、その他の地域については、必要性を十分精査し、マスク着用や手指消毒など感染予防対策を徹底した上で可能とします。

（3）6月19日以降

必要性を十分精査し、マスク着用や手指消毒など感染予防対策を徹底した上で可能とします。

（4）国外出張は一律禁止します。

（担当）総務部職員課
人事係 外線 0857-30-8116 内線 7141

令和2年5月26日

職 員 各 位

副 市 長

新型コロナウイルス感染被害防止と安全確保の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、昨日全ての都道府県において緊急事態宣言が解除され、今後は外出の自粛や、施設の使用制限の要請等が段階的に緩和されていくこととなります。

飲食店をはじめとする業種別の鳥取県版ガイドラインが順次示されていく中、一部自粛の緩和がされているところですが、職員の皆様におかれましては、感染被害防止と安全確保の徹底の観点から、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることや、不特定多数の人が接触するおそれが高い場所へ行くことを避けるなど、引き続き適切な判断を行っていただくようお願いいたします。

また、職場としての対応方針等による手洗い等感染予防のための健康管理についても引き続き励行するなど、自らの感染防止対策を徹底し、健康にくれぐれもご留意いただきますようお願いいたします。

国・県の方針による対応等

項目	内容												
【文化交流課】 所管施設の対応 ・ 市民会館 ・ 高砂屋 ・ わらべ館 ・ 国際交流プラザ	【市民会館】【高砂屋】【国際交流プラザ】 県のイベント開催制限緩和の目安に準じて、段階的に利用制限を緩和する。 <table><tr><th>時期</th><th></th><th>収容率</th><th>人数上限</th></tr><tr><td>ステップ① 5/25～</td><td>屋内</td><td>50%以内</td><td>100人</td></tr><tr><td>ステップ② 6/19～</td><td>屋内</td><td>50%以内</td><td>1,000人</td></tr></table> ※5月31日までは、県内の主催者による事業とする。 ※わらべ館は調整中	時期		収容率	人数上限	ステップ① 5/25～	屋内	50%以内	100人	ステップ② 6/19～	屋内	50%以内	1,000人
時期		収容率	人数上限										
ステップ① 5/25～	屋内	50%以内	100人										
ステップ② 6/19～	屋内	50%以内	1,000人										

国・県の方針による対応等

項目	内容
◆健康・子育て推進課 保健センター施設の対応について	県の方針を受け、6月1日より人数管理・感染防止策を徹底した上で、気高保健センタートレーニング室の利用を再開する。

国・県の方針による対応等

項目	内容
学校教育活動等について	部活動については、感染症対策を徹底し、6月1日から練習試合の実施を可能とするが、詳細な事項（公式試合含む）については関係機関と調整中。

市長メッセージ

これまで本市で二人の方が感染されましたが、その後お二人とも退院され、現在、市内での感染は発生しておりません。これもひとえに、市民の皆様一人一人が感染防止に取り組まれた成果であり、感謝を申し上げます。

5月25日に全国の緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルス感染症への対応は新たなステージに入っていくことになります。

しかしながら感染症のリスクはいまだ収束したわけではなく、今後も第2波の感染拡大が懸念されるなど、感染防止の取り組みは継続して行っていく必要があります。

一方、新しい生活様式の定着を前提として、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことにより、感染拡大防止と社会経済活動の調和を図る困難な取り組みを進める段階にもあります。

市民の皆様におかれましては、感染予防のための生活習慣と、いわゆる3つの密を避ける行動を継続し、県をまたいだ移動は少なくとも5月中は可能な限り控えるなど感染拡大防止に最大限の配慮をお願いします。

本市は引き続き感染拡大防止に万全を期したうえで、市民の皆様が安全にそして安心して生活できるよう、また地域経済再生のため最大限の取り組みを展開してまいります。

なお、発熱や咳など感染を疑う症状がある場合は、まずは「発熱・帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談していただきますようお願いいたします。

※東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター（鳥取市保健所内）

電話：0857－22－5625（平日 8：30～17：15）

電話：0857－22－8111（上記以外）

FAX：0857－20－3962